

第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン【概要】

1. 計画策定の趣旨

我が国では少子高齢化の進展とともに世帯構造の変化や地域とのつながりの変化が起こっており、保護者が子育てにおける負担感、不安感を感じやすい状況になっていると考えられ、子どもと保護者を取り巻く社会環境はかつてのものから大きく変化してきています。

その対応として、地域における子どもと子育て家庭を地域全体で支援する「第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の対象と位置づけ

本計画は、法的には「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健やか親子21」を一体とした計画になります。

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画で、本町内における潜在ニーズも含めた幼児期における学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要量を見込み、その確保のための方策を記す計画です。保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を行います。

「次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」に位置づけられ、おおむね18歳までの子どもとその子育て家庭等に対するさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとしします。

「健やか親子21」は、母子保健の国民運動計画「健やか親子21」を本町において計画的に取り組むための計画です。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の計画期間とします。

4. 岬町における子ども・子育て支援の課題

本計画を策定するにあたり、まちとして重点的に取り組む課題を、次のようにまとめました。

重点的に取り組む課題1 地域における子育て支援の充実

(1) 子育てを通じた交流機会の創出や相談体制の充実

子育てに不安や負担を感じる背景として、親自身が乳幼児と接した経験が少ない、子育ての経験や知恵を伝承する機会が少ない、地域での助け合いや見守りの機能が低下してきたことなどが挙げられます。雑誌やインターネットなどで子育てに関する情報はあふれているものの、情報の取捨選択が適切に行えないといったこともあります。

こうした時代背景に即し、子育て家庭を地域住民と行政が協働して支えていく環境づくりが必要です。

(2) 保育サービスの充実とサービスの質の確保・向上

本町では祖父母の同居・近居が比較的多く、支援を受けられる子育て家庭もありますが、核家族や保護者の就労形態によって、さまざまな保育サービスのニーズがあります。現在、児童人口が減少傾向にあるにも関わらず、保育ニーズは必ずしも減少傾向にはなく、需要の動向を見定めて保育サービスの提供を検討していく必要があります。

また、一人ひとりの子どもや子育て家庭の課題に寄り添うためには、全体的なサービスの質の確保・向上が求められます。

(3) 放課後児童対策の充実

核家族や共働き家庭の増加に伴い、保育ニーズは小学生のいるご家庭においても高まっています。現在、放課後児童健全育成事業（学童保育）は町直営で実施しており、6年生までを対象としています。

今後は、保育内容の充実のために、指導員の人材育成や地域団体等地域の協力のもと多世代交流など、子どもの豊かな情緒と生きる力を育む活動の検討が必要です。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への働きかけ

ニーズ調査によると、本町における未就学の子育て家庭の母親が就労する割合は高い水準にあります。このことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が強く求められる状況にあると考えられます。

子育てを理由に女性が就労を中断することのないよう、社会的な子育て支援サービスの拡充とともに、家庭における男性の家事・育児への参加促進、事業所においても育児中の従業員への支援が積極的に取り組まれるよう取り組むことが必要です。

(5) 次代の親づくりと親の成長機会の確保

思春期等の成長過程で乳幼児とふれあう機会をもつことは、年少者への思いやりの気持ちを育むとともに、将来の育児に対して具体的なイメージを獲得することにつながります。今後も、乳幼児とふれあう機会の拡充を図ることが必要です。

子育てでは親自身も成長する場面は多いですが、家庭や地域の子育て力が低下するなかで、親学習の機会を提供して、子どもとともに親も成長するための支援が必要です。

(6) 住民・行政協働による地域コミュニティの活性化

子どもは地域社会の中で育ちます。すべての子どもの育ちを保障する行政責任を明確にした上で、子育て世代を中心とした交流機会の拡充や住民、NPOなどの育成、さまざまな分野、機関、人のつながりづくりに取り組むことで、“子育てしやすいまち 岬町”の実現が必要です。

(7) すべての子どもの未来応援

親の貧困から教育機会を十分に得られず、その子どももまた成長すると貧困状態になるという「貧困の連鎖」が社会的課題として指摘されています。子どもが経済状態によらず成長の過程で将来への夢や希望を育めるよう、教育等の機会の均等化に取り組む必要があります。

また、家庭の経済状況の改善に向けて、家庭や保護者への支援も必要です。

重点的に取り組む課題2 子どもの権利を守るための取り組みの充実

(1) 配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな対応

児童虐待や障がいのある子どもへの支援、いじめや不登校の子どもへのケアなど、配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな対応は、ますます重要となっています。特に、近年痛ましい児童虐待が増加しており、家庭においても体罰によらない子育てを推進する必要があります。

子どもの最善の利益の実現のため、それぞれの子どもや家庭が抱える問題に対応できるよう、福祉・保健・医療・教育などの各分野や関係機関と連携するとともに、支援者の専門性の向上、相談体制の充実を図ることが必要です。

重点的に取り組む課題3 主体的な活動を支援するための取り組みの充実

(1) 子どもの遊び場・居場所の確保と主体的な活動の促進

子どもの健やかな成長には子どもたちが自発的に集い、のびのびと遊んだり、交流できる場づくりが必要です。また、本町の自然や文化にふれあう機会の創出や主体的に参加しやすい企画を充実させることも必要です。

(2) 地域における社会資源の効果的な活用

地域においては、社会福祉協議会、自治会、各種団体、NPOなど、さまざまな団体が活動しています。近年では、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多くなっています。今後、個々の地域活動をより効果的に行うため、活動目的によって団体間の連携を促進

するとともに、活動の場を確保するための支援などが必要となっています。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくりのためには、快適かつ安全・安心な生活環境の整備が必要です。そのため、移動や外出に配慮した「人にやさしいまちづくり」を進めることが重要です。

(4) 子どもの安全の確保

近年、交通事故の増加に加え、子どもを狙った犯罪が増加しており、子育て家庭における「子どもの安全の確保」の問題は非常に重要となっています。子どもの安全確保は、保護者だけで解決できるものではなく、地域社会全体で取り組むべき課題であり、行政や地域住民が協力して、子どもの事故防止や防犯対策に取り組むことが大切です。

重点的に取り組む課題4 親と子の健康づくりに向けた取り組みの充実

(1) 親と子の健やかな暮らしづくり

すべての子どもが健やかに成長するためには、妊娠・出産・育児の各ステージを通して切れ目のない細やかな支援によって、親が安心して産み、育てる環境を整備し、子どもの心身の発達を促すことが必要です。

また、乳幼児、学童期、思春期へと続く生涯を通じた健康が確保できるよう、母子保健事業と学校保健、青少年への性や薬物等に関する指導体制の連携が求められています。

(2) 食育の推進

健全な食習慣の形成は、子どもが健やかに成長していく上で、重要となっています。本町ではこれまで成長過程に合わせて、食育に関する各種講座等を実施していますが、今後もそれらを継続的に実施するとともに、学校給食・保育所給食においても食育を推進することが必要です。

5. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

豊かな自然と
地域の力に包まれて
一人ひとりの子どもが
親が輝くまちづくり

(2) 基本的視点

1. 子どもの視点・子どもの人権の尊重
2. 次代の親づくりという視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和実現の視点
6. すべての子どもと家庭への視点
7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点
8. サービスの質の視点
9. 地域特性の視点

(3) 基本目標

基本目標1 子育てをしているすべての家庭への支援

子育てをしているすべての家庭に対して、必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、地域住民・事業者・行政が協働して子育てに参画する「岬でしかできない、岬だからできる」子育て支援活動に取り組むとともに、子育て支援のネットワークづくりをめざします。

また、固定的な性別役割分業を見直し、男女ともに子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実を図ります。

基本目標2 子どもの権利擁護の推進

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるために、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重することをうたった「児童の権利に関する条約」を遵守し、子どもの声を聴くことや児童虐待などの人権侵害への対応、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する総合的な支援など、きめ細かな配慮を必要とする児童とその家庭への支援に取り組みます。

基本目標3 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

子どもや親の主体的な活動を支援し、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をめざします。

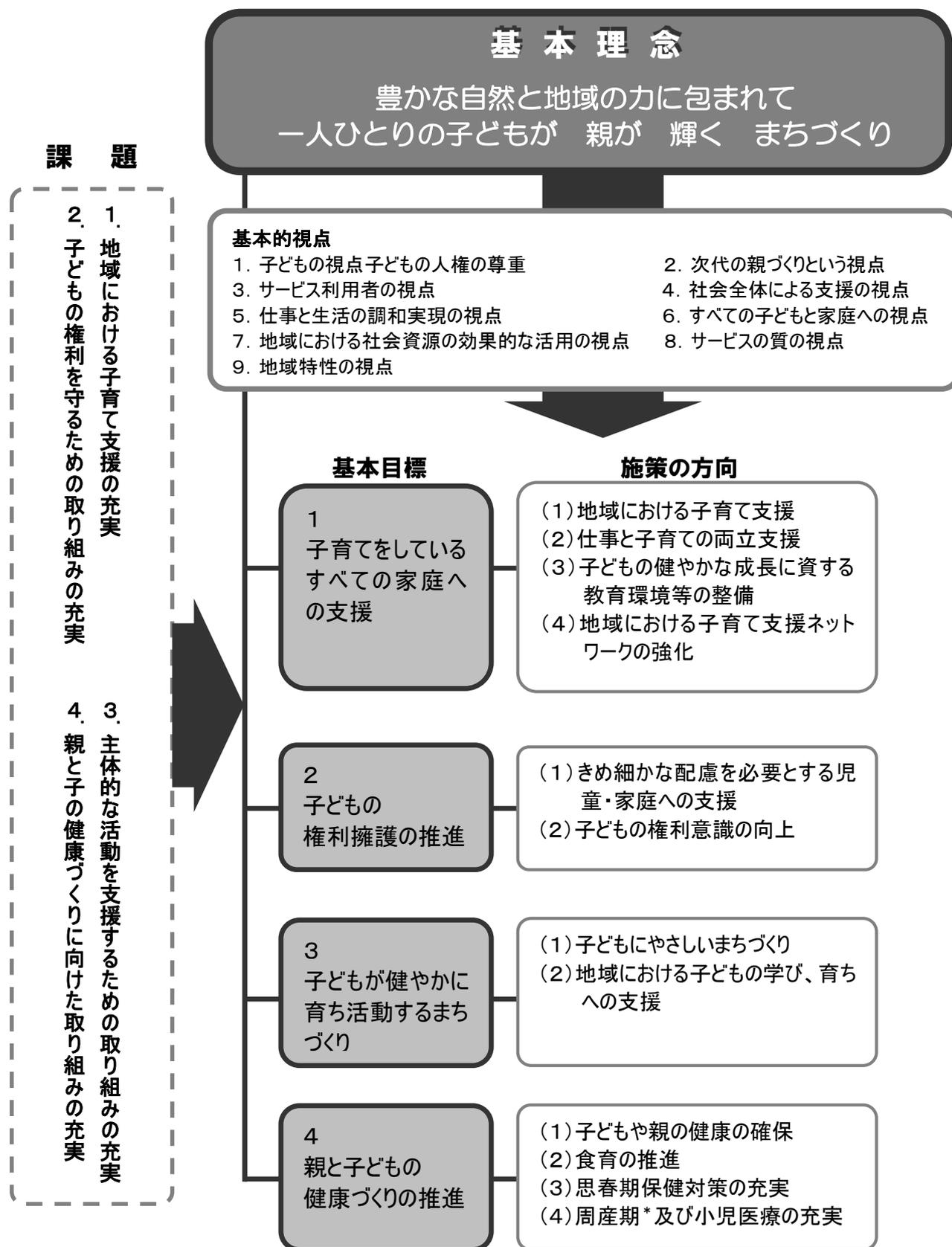
また、子どもの健やかな成長にとって、安全に暮らせる生活環境は大切です。子どもが危険にさらされたり、恐怖に脅かされないよう安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 親と子どもの健康づくりの推進

安心して子育てができるように、妊娠・出産から思春期の成長までの各過程において、相談・支援体制を整備します。親子の健康の確保と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を経て思春期まで、子どもの健やかな成長を支援する環境をつくりま

6. 次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21

(1) 計画の体系



(2) 事業一覧

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

基本 目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向	
1 子育てをしているすべての家庭への支援	(1) 地域における 子育て支援	① 地域における 子育て支援 サービスの充 実	1	つどいの広場事業の実施	○	
			2	保育所園庭開放	○	
			3	保育所幼児教室	○	
			4	未就園児親子登園事業	○	
			5	未就園児を対象とした食育指導	○	
		② 子育て支援 情報の提供	6	子育て支援情報の提供	○	
			7	私立幼稚園等の事業紹介	○	
			③ 子育てに関 する相談支援 体制の充実	8	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実	○
				9	教育相談事業の充実	○
				10	民生委員・児童委員活動との連携強化	○
		④ 子どもの未 来応援(貧困支 援)	11	こども医療費助成事業	○	
			12	児童手当	○	
			13	児童扶養手当	○	
			14	ひとり親家庭医療費助成事業	○	
			15	相談体制の充実	○	
	(2) 仕事と子育て の両立支援	① 男女共同参 画社会の推進	16	事業主への意識啓発	○	
			17	地域就労支援事業の実施	○	
			18	男女共同参画社会実現に向けた意識啓発	○	
			19	男女共同参画推進事業の拡充	○	
			20	職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供	○	
			21	男女平等教育の充実	○	
	(3) 子どもの健や かな成長に資 する教育環境 等の整備	① 家庭や地域 の教育力の向 上	22	スポーツ活動の学校開放	○	
			23	スポーツ少年団指導研修会	○	
			24	保育所、子育て支援センターでの文庫の開設	○	
			25	親学習、リーダー人材育成	○	
			26	ブックスタート(4か月健診時)	○	
			27	地域における大人と子どもが協働した活動の機会の創出	○	
		② 子どもの生 きる力の育成 に向けた学校 の教育環境等 の整備	28	個に応じた指導の充実	○	
			29	道徳教育の充実	○	
			30	地域教育協議会との連携	○	
			31	おおさか元気広場推進事業	○	
			32	学校支援地域本部事業	○	
			33	教職員の評価・育成システム	○	
			34	学校協議会(学校評議員)制度の充実	○	
			35	ふれあいスポーツフェスティバル	○	
			36	「いのちの教育」の充実	○	
			37	教員研修の充実	○	
	(4) 地域における 子育て支援ネ ットワークの強 化	① 地域におけ る子育て支援 活動の推進	38	親学習の講座の開催	○	
			39	子育て支援ボランティアの育成	◎	
			40	山海人プロジェクトの取り組み	○	
			41	子どもスポーツ教室	○	
		② 地域での子 育て支援のネ ットワークづくり	42	岬町ボランティア住民活動支援センターの充実	○	
			43	岬町全部がつながる会	○	
			44	岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度の推進	○	
		③ 小地域ネットワ ーク機能を生か した子育て支 援の推進	45	学童保育への支援	○	
			46	保育所との交流	○	
			47	共生型サロンの充実	○	

基本目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向	
2 子どもの権利擁護の推進	(1) きめ細かな配慮を必要とする児童・家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実	48	児童家庭相談体制の整備	○	
			49	児童虐待の通告義務などの啓発	○	
			50	健診未受診家庭へのフォローの充実	○	
			51	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの学習と啓発	○	
			52	児童虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)の養成	○	
			53	発達クリニック・相談事業	○	
		54	発達相談	○		
		55	心理巡回相談	○		
		56	簡易心身障がい児通園事業	○		
		57	早期療育等推進事業パンダ教室	○		
		58	療育機関等関係機関と学校園との連携の推進	○		
		59	幼児教室(福祉との連携事業)	○		
		60	特別児童扶養手当	○		
		61	障がい者医療費助成事業	○		
		62	各種在宅サービスの充実	○		
		63	障がい者相談の充実	○		
		64	人権啓発の推進	○		
		65	障がい児(者)とその家族への取り組み	○		
	66	地域生活支援施策の充実	○			
	67	スクールカウンセラーの配置	○			
	③いじめ、不登校、ひきこもり対策の充実	68	地域の子育て支援センター・つどいの広場の活用	○		
69		心の相談サポート事業	○			
70		いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応	○			
71		教職員の指導力の向上	○			
(2) 子どもの権利意識の向上	①子どもの権利意識の醸成	72	子どもの権利条約等の普及・啓発	○		
		73	人権教育・保育の推進	○		
	②多文化共生社会への対応	74	多文化共生保育・教育の充実	○		
3 子どもが健やかに育ち活動するまちづくり	(1) 子どもにやさしいまちづくり	①安心して遊べる遊び場の確保	75	児童遊園の管理	○	
			76	児童遊園を活用した遊び場づくり	○	
		77	速度抑制注意喚起看板、表示の設置	○		
		78	良好な居住環境の確保	○		
		79	安心して外出できる環境の整備	○		
		80	交通安全教室の実施	○		
		81	チャイルドシートの正しい使用の啓発	○		
		82	こども110番関係団体代表者会議	○		
		83	こども110番講習会	○		
		84	地域安全マップの活用	○		
		85	学校安全ボランティア活動	○		
		②安全・安心のまちづくり	86	子ども安全デー(こども110番運動)	○	
			87	学校園での不審者侵入時の対応	○	
			88	小学校耐震工事事業	○	
			89	保育所等の耐震化	○	
			90	保健センター耐震補強事業	●	
			91	防災訓練の充実	○	
			92	新型インフルエンザ対策の整備	○	
			93	自主防災組織・「ご近所支え合い地図」作成	○	
			94	防犯灯管理事業	○	
			95	保育所・こぐま園・支援センターの不審者侵入時対策職員研修の実施	○	
		96	学童保育の不審者侵入時対策指導員研修の実施	○		
		(2) 地域における子どもの学び、育ちへの支援	①子どもの主体的な活動支援	97	淡輪公民館クラブ	○
				98	おはなし会	○
	99			本に親しむ環境づくり	○	
	100			思春期の子どもたちの居場所づくり	○	
	101			見守り隊キッズ Eye ぼらんていあ活動	○	
102	子どもから発信する福祉のまちづくり			○		
②自然や文化	103	学童期子ども支援事業	○			

	に親しむ機会の創出	104	はたけっ子	○
		105	親子の遊び塾	○

方向の印 …… ●新規事業、◎拡充事業、○継続事業

基本目標	施策の方向	主要施策	No.	事業名	方向
4 親と子どもの健康づくりの推進	(1) 子どもや親の健康の確保	① 安心安全な妊娠・出産への支援	106	女性のがん検診事業	○
			107	母子(親子)健康手帳の交付	◎
			108	妊産婦の健康支援	◎
			109	ブレパパ・ブレママ交流会(両親教室)	○
			110	マタニティマークの普及・妊産婦にやさしい環境づくり	○
			111	産前・産後支援の充実	◎
		② 子どもの成長発達への支援	112	新生児聴覚検査費用助成	●
			113	乳幼児健康診査、視覚聴覚精密診査事業	○
			114	乳幼児の歯科健診、歯科疾患予防事業、よい歯のコンクール	○
			115	5歳児アンケート健診	○
			116	予防接種事業	○
			117	乳幼児相談	○
		③ 子育て相談の充実・交流による親と子の健康づくり	118	保健室の開放・出張ほのぼのクラブ	○
			119	絵本の読み聞かせ(お話を楽しむ会との連携事業)	○
			120	おもちゃライブラリー(子育てネットとの連携事業)	○
			121	子育て支援センターとの連携事業	○
	122		父親育児教室	○	
	(2) 食育の推進	① 「食」を通じた子どもの心身の健康づくり	123	離乳食講習会	○
			124	両親学級での栄養講座	○
			125	幼児期のおやつや料理教室	○
126			保育所での食育事業	○	
127			学校における「食育」教育	○	
128			学校給食・保育所給食への地産地消の取り組み	○	
129			学校と連携した出前育児教室	○	
(3) 思春期保健対策の充実	① 思春期の心と体の健康づくり	130	薬物乱用防止教室	○	
		131	薬物・覚せい剤予防講演会	○	
		132	喫煙防止教室	○	
		133	出会い系サイト等サイバー被害防止対策	○	
		134	広域母子医療センターの整備・運営事業	○	
(4) 周産期及び小児医療の充実	① 医療体制の整備及び確保	135	プライマリーヘルスケア・かかりつけ医の推進	○	
		136	初期救急医療体制(休日診療所)の整備、運営事業	○	
		137	二次救急医療体制の整備事業	○	

7. 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」では、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

本町では、児童人口の減少傾向を特に勘案し、町域全体で教育・保育の提供を検討するため、全町1区域と設定します。

(2) 児童数の推計

■年齢区分別児童数の推計

単位:人

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	46	44	42	40	38
1・2歳	128	98	95	90	86
3～5歳	236	233	214	186	153
6～8歳	259	241	233	231	228
9～11歳	286	282	266	260	241
合計	955	898	850	807	746

(3) 量の見込みと提供体制の確保

■幼児期の学校教育・保育

計画年度	平成31年度実績				令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(人)	160	134	74	19	117	113	61	9	115	111	46	8
確保 方策	特定教育・保育 施設(利用定員)				117	113	61	9	117	113	61	9

計画年度	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(人)	106	102	45	8	92	89	43	8	76	73	41	7
確保 方策	特定教育・保育 施設(利用定員)				117	113	61	9	117	113	61	9

【1号】3～5歳で、教育のみを必要とする子ども(保護者が働いていない等)

【2号】3～5歳で、保育を必要とする子ども(保護者が働いている等)

【3号】0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等）

■地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員を配置して情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

【量の見込み】（単位：か所）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1

※基本型：情報収集と提供に加えて関係機関との連絡調整、地域連携を行う。

※特定型：情報収集と提供のみを行う。

※母子保健型：妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援。

②地域子育て支援拠点事業

本町では、岬町子育て支援センターを1か所開設しています。子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。今後は利用者支援事業を組み合わせ、機能強化を図ります。

【量の見込み】（単位：延べ利用回数/月、か所数）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ利用 回数	430	137	111	108	102	97
か所数	1	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査

妊婦の安心・安全な分娩・出産と経済的負担の軽減を図るために、公費負担の受診券を交付し、指定医療機関（大阪府内の医療機関）で受ける健診費用の助成を行っています。また、里帰りなどで大阪府外の医療機関で受診された方に対しても、限度額の範囲で健診費用の一部を助成する制度を設けています。

【量の見込み】（単位：延べ健診件数/年）

	令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ健診 件数	640	616	588	560	532	504

④乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の名称で新生児訪問を拡充し、4か月までの乳児の全家庭に対して、新生児記録票等から対象把握を行い、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。おおむね生後2か月までに、保健師又は助産師・看護師・民生委員児童委員等が家庭訪問し体重測定や育児に関する相談に応じています。

【量の見込み】(単位：人/年)

令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
42	46	44	42	40	38

⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者に対して育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

【量の見込み】(単位：世帯数/年)

令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
136	116	106	99	89	78

⑥一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者のリフレッシュなどを目的に保育所や地域子育て支援拠点などで日中子どもを預かる事業です。

【量の見込み】(単位：延べ利用人数/年、か所数)

		令和元年度 実績見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般 型	延べ利 用人数	279	112	103	95	86	76
	か所数	1	1	1	1	1	1
幼稚 園型	延べ利 用人数	3,122	2,651	2,618	2,404	2,090	1,719
	か所数	3	3	3	3	3	3

⑦子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

【量の見込み】（単位：延べ利用人数/年、か所数）

	令和元年度 実績見込み		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
短期入所生	延べ人数	0	3	3	3	3	3
活援助	施設数	0	4	4	4	4	4
夜間養護等	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0	0

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を依頼したい人と援助を行いたい人との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。

【量の見込み】（単位：延べ利用人数/年）

令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
47	41	39	37	35	32

⑨延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育する事業です。

【量の見込み】（単位：利用人数、か所数）

	令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実人数	0	25	22	20	18	16
施設数	4	4	4	4	4	4

⑩病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込み】（単位：延べ利用人数/年）

	令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延べ利用 人数	261	236	216	202	182	159
施設数	3	3	3	3	3	3

⑪放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全育成を図っています。

【量の見込み】(単位：利用人数、か所数)

	令和元年度 実績 見込み	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録児童数	217	142	136	130	128	122
施設数	2	2	2	2	2	2

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度では、保育料は国が定める公定価格をもとに市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。施設によって実費徴収などの上乗せ徴収が行われる場合に、上乗せ部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。今後、必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業【新規】

国では、新制度の円滑な実施のためには多様な事業所の能力を活用して保育所、小規模保育などの設置を促進していく方針です。新規に事業を開始しようとする事業所に対して、実地支援、相談・助言等を行う事業です。

今後、必要に応じて実施を検討します。